

指定居宅介護支援事業所「西山苑」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(茨城県指定 第0871200028号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供することにあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当該事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

社会福祉法人 西山苑

理事長 荷見源成

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0294-72-1525 (24時間いつでも受け付けております。)

担当 _____ *ご不明な点は、何なりとおたずねください。

2 事業所経営法人(事業者)

- (1) 法人名 社会福祉法人 西山苑
- (2) 法人所在地 茨城県常陸太田市木崎二町937の2
- (3) 電話番号 0294-72-3500 FAX0294-72-3915
- (4) 代表者氏名 理事長 荷見 源 成
- (5) 設立年月日 昭和46年5月14日

3 事業所の概要

- (1) 業所の種類 指定居宅介護支援事業所 平成12年1月31日茨城県指定0871200028号
- (2) 事業の目的 指定居宅介護支援事業所は、介護保険法令に従い、居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、支援事業所の介護支援専門員が、要介護状態の高齢者に対し、適正な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 指定居宅介護支援事業所西山苑
- (4) 所在地 茨城県常陸太田市木崎二町937の2
- (5) 電話番号 0294-72-1525
- (6) 管理者氏名 菊地 美恵子
- (7) 事業所の運営方針

- ① 当事業所の介護支援専門員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、また、事業の提供に当たっては利用者やその家族は複数の事業所の紹介を求める事が出来る事を説明し、ケアプランに位置付けた居宅サービス事業所についてその理由を利用者や家族に説明をするものとする。
- ② 当事業所は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適正な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に利用できるように支援します。
- ③ 事業所は、事業の運営に当たって、関係市町村、社会福祉協議会、老人介護支援センター、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、医療機関等と綿密な連携を図る。

追記) ア、居宅支援の開始にあたり、利用者に対して入院時に担当ケアマネジャーの名前等を入院先医療機関に提供するよう依頼するものとする。

イ、訪問事業所から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等についてケアマネジャーから主治医の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行うものとする。

4 当事業所の職員体制

従業員の職種	構 成 員	業 務 管 理	保 有 資 格
管 理 者	常 勤 1 名	業 務 管 理 ケアプラン作成	社会福祉士
介護支援専門員	常 勤 1 名	ケアプラン作成 連 絡 調 整	介護福祉士

＊ 介護支援専門員のケアプラン作成の上限担当件数は 40 件までです。

5 営業日 営業時間

(1) 営業日 月曜日～金曜日（祝祭日並びに 12 月 29 日～1 月 3 日までを除く）

(2) 営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時

＊ 緊急時につきましては、祝祭日にかかわらず 24 時間いつでも対応させていただきます。

6 居宅介護支援サービスの概要

(1) 要介護認定の申請代行

(2) 介護を要する方々の介護相談

(3) 介護支援専門員による訪問調査及び課題分析

(4) 介護サービス計画の作成

(5) 各サービス提供機関との連絡調整

※当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

(6) 介護保険施設への紹介

(7) 継続的な管理（現行サービスに問題がないかどうか定期的な見直し）

7 居宅介護サービス計画作成の実施方法とサービス提供までの流れ

利用者のご自宅を介護支援専門員が訪問し、利用者の介護状況とサービスの要望についてお伺いします。



認定調査結果を参考にして、利用者の課題を分析し、居宅介護サービス計画原案を作成します。



サービス担当者会議を行ったうえで、計画書をもとに各サービス提供機関との連携を図ります。



利用者に対して居宅サービス計画を提供し、同意の確認を得ます。



サービス提供

8 利用料

(1) サービス利用料

要介護認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

*但し、介護保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヵ月につき要介護度に応じて介護保険法で決められた金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

注1) 利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、利用料も自動的に改訂されます。

(2) 交通費

① 常陸太田市内在住のかたは無料です。

② 常陸太田市外の方は原則として交通費をいただきます。(30円/km 目安)

(3) 解約料

①居宅サービス計画作成段階途中で解約した場合、料金は一切かかりません。

9 事業所の実施地域

常陸太田市内

10 利用者及びその家族の情報管理と情報提供の特例について

(1) 秘密保持

利用者およびその家族について知り得た情報については、介護保険法及び個人情報の保護に関する法律などの法令に基づき取り扱います。なおサービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合はそれぞれの同意をあらかじめ文書により得るとします。

(2) 入院時における医療と介護の連携

利用者は病院に入院する必要がある場合は、担当ケアマネジャーの名前及び連絡先を病院に伝えることとします。

11 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客さま相談・苦情担当

当事業所の居宅介護に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 指定居宅介護支援事業所西山苑 相談窓口 電話 0294-72-1525

(2) その他

当事業所以外に、下記の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

① 常陸太田市役所高齢福祉課

〒313-3611 常陸太田市金井町3690

電話 0294-72-3111

② 茨城県国民健康保険団体連合会

〒310-0852 水戸市笠原町987-26（茨城県市町村会館内）電話029-301-1565

